

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

我が国では、「有史以来の未曾有の事態」と言われるほどのスピードで少子化が進んでいます。

平成16年10月現在の高齢者人口の割合は19.5%に達し、一方で15歳未満の子どもの割合は13.9%と過去最低を更新しました。また、1人の女性が生涯に産む子どもの平均数(合計特殊出生率)は、平成15年には1.29と発表され、過去最低記録を更新しました。

このような急激な少子化の進行により、平成18年(2006年)をピークに、日本の総人口は減少に転じると予測され、我が国の社会経済をはじめ、様々な面に重大な影響を与えることは想像にかたくありません。

国では少子化の流れを変えるため、平成11年には「少子化対策推進基本方針」に基づく重点施策の具体的実施計画として「新エンゼルプラン」を策定したのに続き、平成14年には「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従前の対策に加え、「男性を含めた働き方の見直し」など4つの柱に沿った対策を総合的かつ計画的に推進する「少子化対策プラスワン」を発表しました。

このような背景において、平成15年7月には少子化対策を総合的に講じるために、その理念を定める「少子化社会対策基本法」が成立し、国と地方公共団体に少子化対策実施の責務や企業に協力の責務を課す「次世代育成支援対策推進法」と、全ての子育て家庭支援のため、地域における子育て支援の強化を図る視点から「児童福祉法」の一部改正などがなされ、国において、総合的な少子化対策を推進することとなりました。

これに伴い、本市においても地域全体で子育てを支援する体制を整備し、子育ての社会化を促進することを重要な課題ととらえ、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりに向けてより一層の支援策を講じることとなりました。

そのための対策として、次世代育成支援対策推進法に基づき、市民の皆様からのニーズ調査を参考に、少子化の流れを変えるべく総合的かつ計画的な施策を推進するため、本計画を策定しました。

第2節 計画の位置付け

この計画は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、成長できる環境の整備を図るため、児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの関連する分野を網羅した基本的かつ総合的な計画であり、「第4次幸手市総合振興計画」を上位計画とし、子育て支援に関する今後の取組の方向を示すものとして策定しました。

第3節 計画の期間

この計画の期間は、平成17年度(2005年度)から平成26年度(2014年度)までの10年間とし、中間年度である平成21年度に計画の見直しを行います。

この度策定する計画は、前期の行動計画で、平成17年から平成21年度までを対象にしています。

